

## 第4回津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成17年5月26日（木）午後1時30分～午後4時00分

### 2 開催場所

津家庭裁判所別館4階大会議室

### 3 出席者

（委員）

伊藤あさ子，太田栄子，須山美智子，中條隆二，中西智子，林一茂，林潤一郎，前田恭子，前原捷一郎，松本純一，村田正人，山本哲一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，総務課長

### 4 議事

（1）開会の言葉

（2）委員長あいさつ

（3）新任委員自己紹介

（4）委員長代理の指名

山本哲一委員を委員長代理に指名した。

（5）前回の委員会における意見に対する検討結果

当庁のホームページに掲載する統計について検討した案を示し，意見を聴き，案のとおり掲載することになった。

（6）手続案内用DVD上映

（7）首席書記官による説明

家事調停事件の動向について説明した（資料は末尾に掲載）。

（8）意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

（9）次回の意見交換のテーマについて

少年に対する保護的措置の在り方について

（10）次回開催日 平成17年12月8日（木）午後1時30分から午後4時

00分まで

(11) 裁判員制度について概略説明

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

1 テーマ「家事調停について」について

● まず、調停委員をされている委員から、実際に調停事件に関わる中で経験されたことなどをお話いただきたい。

○ 最近の調停で一番多いのは夫婦関係の事件だが、紛糾したり気をつかうことが多いものの一つに、離婚の際の親権者を父か母のどちらにするかという問題がある。

子どもが幼少の場合は、やはり母が親権者となることが多い。しかし、最近では共稼ぎの夫婦が多く、夫が親権を主張する例も多くなっている。その中には、夫の背後に祖父母の意向が強く影響していて、息子である夫の意思を操っているためになかなか話がまとまらないケースも見られる。

また、相手方に離婚を思いとどまらせるために親権を主張するようなケースもある。

さらに、最近では、離婚することや親権等の合意はできているのに、住宅ローンをどうするかといったことだけがネックになって話が進まないことが多い。

協議離婚の際に、子どもの将来の教育費等を考慮し、収入面から夫を親権者にしたものの、後になって母から親権者変更の申し立てをされる事例もある。

調停委員としては、あくまでも子どもにとってどちらが幸せなのかということを中心に考えて親権者を決めるように働きかけている。

調停成立に際しては、子どもの受ける傷ができるだけ少なくなるように、良き父、良き母でいてくれるように願っているが、調停では、成立後のフォローができないので、調停成立後に当事者たちがどうなったかということは分からない。

○ 日本では親権者をどちらかに決めないといけないが、そうでない国もあるのか。

○ 別れてからも共同親権という国もあると聞いたことがある。

- 日本では、親権者は夫婦の一方に決めなければならないが、他方の親には面接交渉権があり、これがクッションの役割となって、親双方の均衡が保たれている。
- 離婚により親権者となった母が再婚し、子どもが再婚後の夫から虐待され死亡するという事件があったが、調停では事後のフォローまでできないのか。確かに裁判所としての限界はあるかもしれないが、子どもの幸せについてだれが責任を取るのか。
- 調停が成立すれば裁判所の手続としては終了するが、成立後にその内容を変更したい事情ができた場合は、双方の当事者から新たに申立てをすることができる。
- 実際の事件で、裁判所がどの程度関わるべきかという点は難しい。例えば、離婚する夫婦の子どもに非行がありそのまま放っておくことが相当でないような場合は、家裁調査官を関与させたり、児童相談所に連絡したりすることが考えられる。
- 例えば、共稼ぎの夫婦で、収入の多い夫が親権者となったようなときは、妻も養育費を負担するのか。
- 法律上は、母に収入があれば相応の負担をすることになるが、現実にもそういう請求をされることは少ない。
- 学校も、児童・生徒の家庭の問題について、担任を中心として話し合いをしたりしている。地域も学校もフォローしていくべきと思う。
- 夫婦間だけでなく、地域が何かにつけ接触することでかなり子どもが救われると思う。児童相談所も満杯で動けない。大事なのは地域の第三者だと思う。
- 児童福祉法改正に伴い、児童虐待防止市町村ネットワークの整備を進めており、現在、半分くらいの市町村に設置した。これからも更なる設置を進めていきたい。また、市町村のみでなく地域とのネットワークが不可欠である。
- 次に、家裁調査官の関与等について事務担当者から説明する。
- （家事調停における家裁調査官の役割の概要を説明した上、具体的な事例を通して、家裁の離婚事件の増加や複雑困難化に伴い、子どもの福祉を考え

ながら離婚事件の処理を行う必要性が高まっていること、こういった現状の中で、家裁調査官が子どもの調査、親子関係の調整、関係機関との連絡調整を行った上で、子どもの福祉に配慮したより適切な解決を図っていることを説明した。)

- 家裁調査官の調査には強制力があるのか。
- 調査はあくまでも任意である。
- 再婚後の夫による子どもへの虐待のようなケースは、制度上の欠陥だと思う。再婚のときにもう一度親権者についてチェックできるような制度が必要ではないか。
- 親権のない親も面接交渉権に基づき子どもに会うことができる。頻繁に子どもに会うように心がけていれば子どもの様子が分かるので、必要に応じて現在親権のない親から親権者変更の申立てをしてもらうこともできる。
- 調停成立時点で最善の結論を出したのに、後で問題になるということがぴんとこない。離婚後に母と子どもが転居したりすると、実際には面接もできなくなる。調停成立時には最善の結論であったとしても、後に事情が変わって問題が起きたらどうするのか。
- 裁判所の仕事は、成立時点で最善の解決として調停をまとめるところまでである。調停で決められたことを履行させるための制度はあるが、調停成立後の当事者の生活状況等の変化についてまで裁判所で調査するということはない。
- 現実には、離婚の中では協議離婚が圧倒的に多い。調停で親権を主張するような夫であれば、当然妻の再婚後の子どもの状況を心配するであろう。逆の場合もあり、夫が親権者となった後再婚して、その妻が子どもを虐待することもある。
- 協議離婚であっても調停離婚であっても、その一番の被害者になるのは子どもである。子どもの状況をどこかでチェックする必要があると思う。
- 当事者である父母が十分チェックできないことが多く、近所の人が目を見守らせるべきだと思う。
- 家裁調査官の報告書について、どのようなチェックがなされているか。

□ 少年事件も含め、指導監督制度があり、調査報告書については主任調査官が査閲し、指導する態勢になっている。

● 必要があれば、裁判官が、補充調査させたりもする。処分（審判の結果）については、裁判官が責任を負っている。

裁判所としては、調停が成立するまでの段階で努力している。本日は成立後のことまで話題になったが、裁判所は、その役割機能から、成立後のことにまで深く関与することは難しい。

## 2 その他

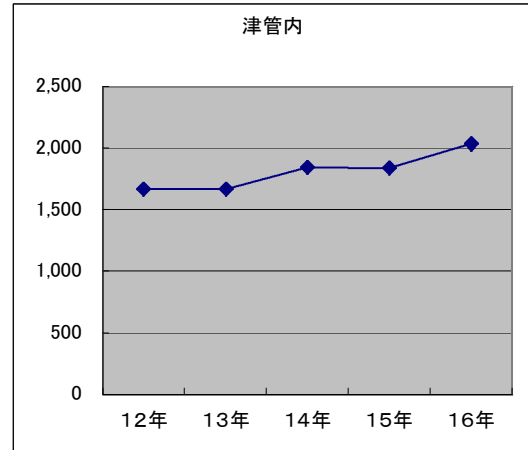
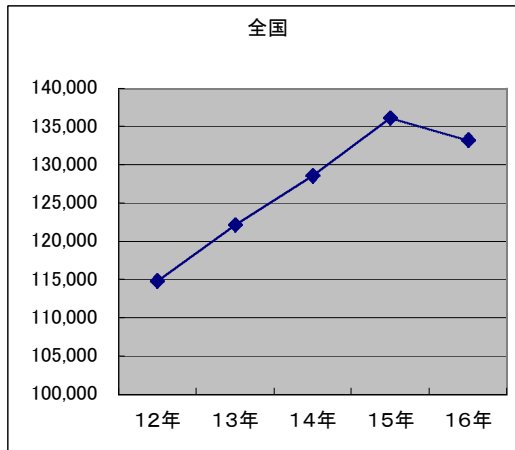
○ 家事調停事件の説明があったが、事件によって弁護士が付いている割合や、事件ごとの平均審理期間を知りたい。

● 要望について検討することとしたい。

## 家事調停事件の動向について

## ○ 家事調停事件新受件数の推移

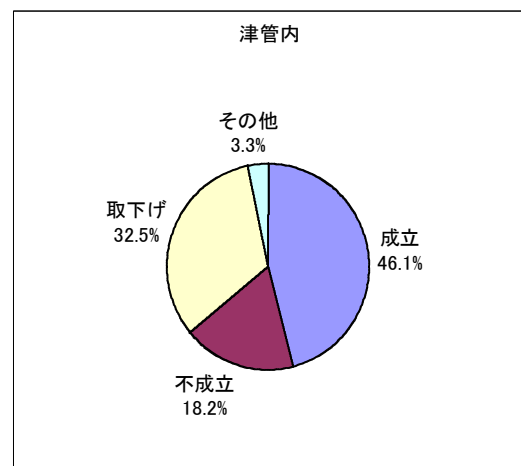
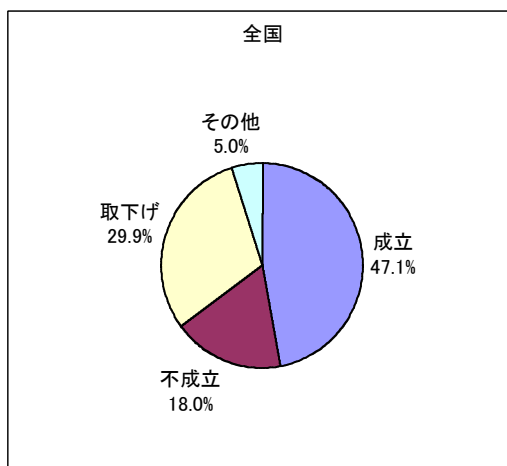
	H12	H13	H14	H15	H16
全国	114,822	122,148	128,554	136,125	133,227
津管内	1,665	1,668	1,841	1,840	2,034



## ○ 家事調停事件既済区分

(平成16年)

	既済総数	成立	不成立	取下げ	23条の審判	24条の審判	調停をしない	その他の既済
全国	134,388	63,290	24,243	40,168	3,005	109	2,025	1,548
津管内	1,893	872	344	615	31	1	19	11



## ○ 家事調停事件既済審理期間平均(月)

	H12	H13	H14	H15	H16
全国	4.7	4.6	4.5	4.6	5.1
津管内	5.5	5.5	4.3	4.1	4.3